

(児童福祉法施行規則の一部改正)
 第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第一条の五の五」を「第一条の四」に改める。
 第一条から第一条の五までを削り、第一条の五の二中「法第六条の二第四項」を「児童福祉法昭和二十二年法律第六十四号。以下、法」という。(第六条の二第三項)に改め、同条を第一条とする。

第一条の五の三中「第一条の五の五」を「第一条の四」に改め、同条を第一条の二とする。
 第一条の五の四を第一条の三とする。
 第一条の五の五中「第六条の二第四項」を「第六条の二第三項」に改め、同条を第一条の四とする。

第八条第一項中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。
 第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第十一条中「第二十一条の九第五項」を「第二十条第五項」に改める。

第十六条中「第二十一条の九第七項」を「第二十条第七項」に改める。

第十八条中「第二十一条の九の四第一項」を「第二十一条の三第一項」に改める。

第十九条から第二十一条の十八までを削る。

第二十一条の九中「第二十一条の二十七」を「第二十一条の九」に改め、同条第五号中「市町村」の下に(特別区を含む。以下同じ。)を加え、同条を第十九条とする。

第二十一条の二十中「第二十一条の三十二第二項」を「第二十一条の十四第二項」に改め、同条を第二十条とする。

第二十一条の二十一中「第二十一条の三十三」を「第二十一条の十五」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十五条の二を第二十五条の二十七とし、第二十五条の次に次の二十五条を加える。

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援(同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 指定施設支援(通所による指定施設支援を行う場合を除く。) 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者(法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援(通所による指定施設支援を行う場合に限る。) 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

第二十五条の三 令第二十七条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を負担上限月額(同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)としたならば保護(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の四 令第二十七条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。)(第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金

三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金

五 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八号)第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく障害共済年金、障害共済一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第六号)第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一号)附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。)(うち障害共済年金及び移行農林年金(同条第六項に規定する移行農林年金をいう。)(うち障害年金並びに特例年金給付(同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。)(うち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用する場合を含む。)に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三十四号)に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当